



一・五〇を考える

シヨツフ！

か
れ
ん
と

一九七〇年代中頃まで二・一人前後で推移していた日本の女性の出生率（合計特殊出生率）が一九九一年には、一・五〇人まで低下したことは私たちにとって大きなショックでした。

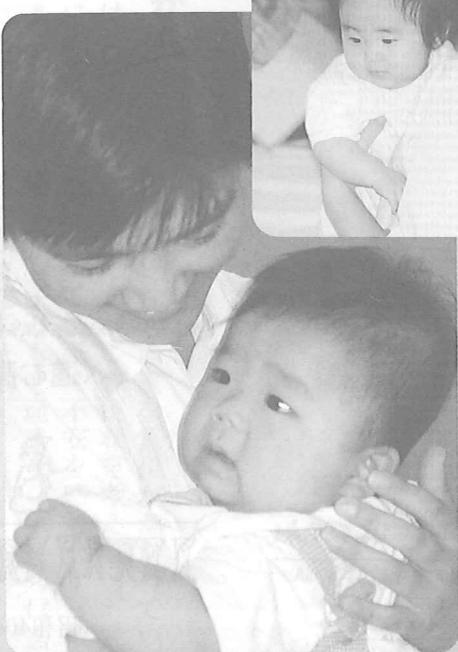
健全な社会を維持するためには、少なくとも出生率が二・〇八人必要といわれるからです。この先さらに、子どもや若者が少なくなると日本の社会はどうなってしまうのでしょうか。

労働力の問題をはじめ、高齢化していく社会を支える経済力や福祉の問題など、若者の柔軟で生命力に満ちた力が減少するとなれば明日への不安が募るばかりです。

子どもを産まない、子どもを産めない女性の増加、その原因はどこにあるのでしょうか。急激なライフスタイルの変化に適応しきれない社会に何か原因があるのではないか。どうか。

主な内容

- ・シヨツフ！ 1.50を考える
- ・なぜ、少子化傾向なの？
- ・標語・意見文募集
- ・すてきな女性
- ・ひとくちメモ





なぜ、少子化

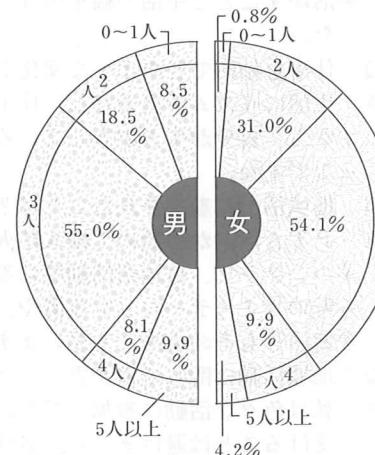
私たちは、年々進む少子化を憂慮し、市内
ンケート調査を実施しました。

問4 育児環境や条件が改善されたら何人欲しいですか？

(男回答)	(女回答)
・0人	7.6%
・1人	0.9%
・2人	18.5%
・3人	55.0%
・4人	8.1%
・5人以上	9.9%

〈考察〉

現実には2人希望だった人が3人を希望するようになり、4～5人希望も増加したが、その数は僅かである。



問5 前問で2人以下と答えた方にお尋ねします。

たくさん子どもを欲しくない理由は何ですか？(複数回答)

- ・経済的理由 52.6% 42.1%
 - ・住宅事情 26.3 1.5
 - ・妻の健康 15.7 31.2
 - ・妻が職業を持っているから 14.0 15.6
 - ・その他 21.0 25.0
- (夫の家事・育児負担が重くなる。自由時間が欲しい等)

〈考察〉
保育費等の高出費による不安とともに、人生に対する価値観の変化とゆとりの生活を求める傾向がある。

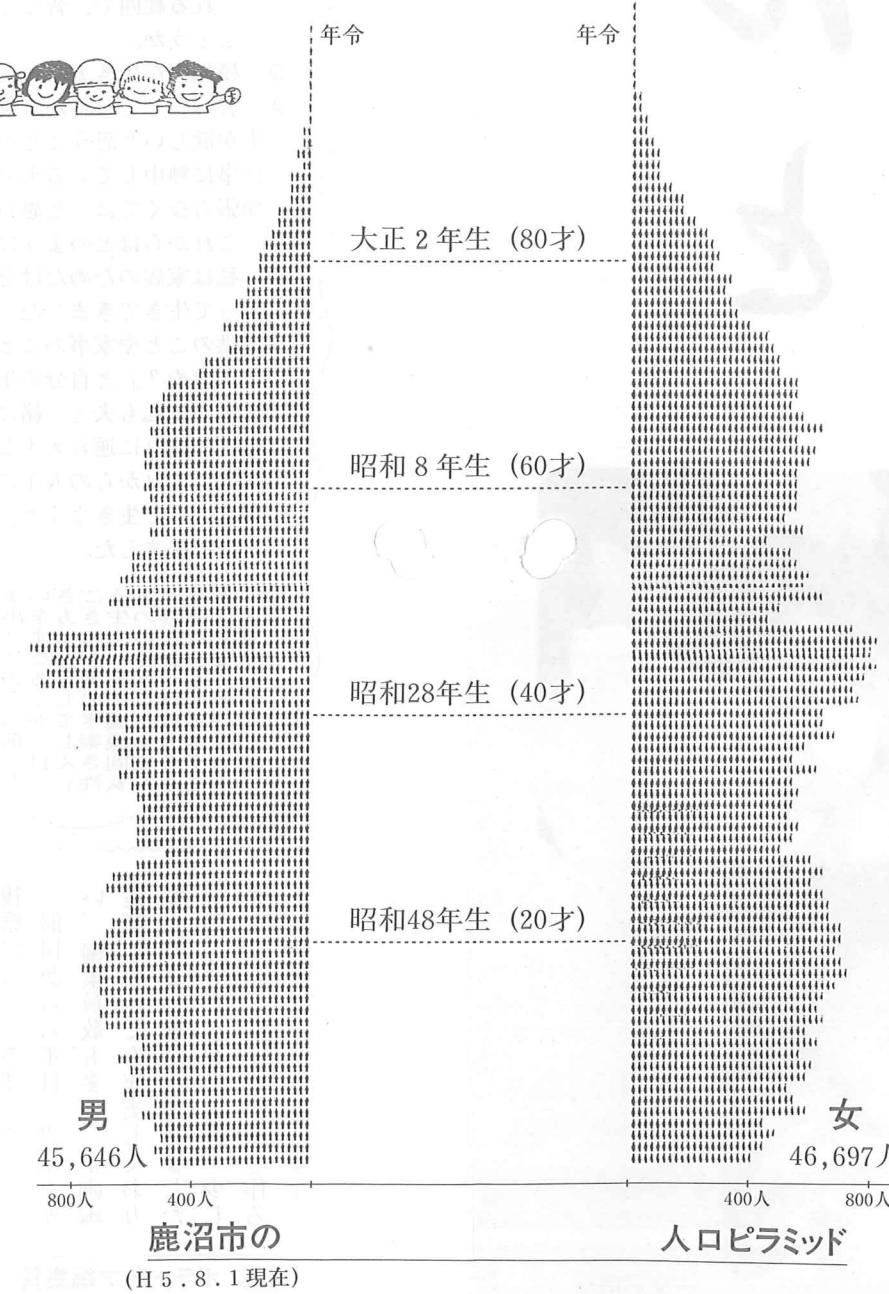


アンケートの結果から

少子化に歯止めをかけるには、保育機関の整備や働く環境の整備にあるのでは、とアンケートを実施しました。しかし、「環境整備がされたら何人欲しいですか？」の問い合わせに、わずかな増加は見られましたが、残念ながらこれだけでは少子化にストップをかけられそうもありません。女性の生き方や意識の変化はどういうことでしょうか。まず、女性の自立志向反映による高学歴化や社会進出のための晩婚化があり、女性の生き方や意識の変化も少子化の原因になっているようです。

仕事とされ、過重な負担がかかっています。この現状を考えると、女性にとって結婚に不安を感じたり、結婚しても子どもを産めない気持ちは当然かもしれません。また、欧米では「子育てが楽しい」という人が約70%いるのに、日本ではわずか20%しかいないことからも、職場や社会活動において、子どもをもつ女性がかなりの制約をうけているように思われます。アンケートの中に、子どもができると自分に負担がかかるて困るという男性もあり、女性の負担の重さを感じはじめたようです。

結果として、社会的な条件整備を家庭的負担の軽減を図ることが必要はないでしょうか。お互いに人間性を尊重し合い、寄り合ふ家庭を築くことが、まずは第一歩かも知れません。



傾向なの？

の育児中の男女に、子育ての現状についてア
(回答数 女…203人 男…224人 計…427人)

問1 いま、あなたは何人子どもを欲しいと思っていますか？

(男回答)	(女回答)
・0人	6.3%
・1人	1.0
・2人	36.1
・3人	49.8
・4人	4.0
・5人以上	2.8

〈考察〉男女ともに殆ど的人が2～3人を希望している。

問2 夫は、家庭内でどんなことに参加していますか？

(参加率は80.1%)

① 育児参加では？(複数回答)

- | | | |
|---------|-------|-------|
| ・子どもの入浴 | 74.5% | 67.4% |
| ・子守り | 28.5 | 44.3 |
| ・おむつの交換 | 16.0 | 30.0 |
| ・授乳等 | 7.1 | 20.6 |
- ### ② 家事参加では？(複数回答)
- | | | |
|-----------|-------|-------|
| ・ゴミの搬出 | 32.1% | 32.0% |
| ・食事のあと片付け | 16.9 | 20.1 |
| ・布団干し | 18.7 | 17.2 |
| ・食事の準備 | 16.9 | 14.2 |
| ・その他(掃除等) | 24.5 | 23.6 |

〈考察〉
育児では子どもの入浴以外は主体的な参加をしていない。また、家事への参加も以外に少なく、まだ女性の仕事という意識が強い。

問3 保育施設や条件等に関する要望事項は？(複数回答)

- | | | |
|---------------|-------|-------|
| ・保育等の費用を安く | 36.6% | 26.6% |
| ・育児休業法上の有給制度 | 20.8 | 9.3 |
| ・一時的に預けられる施設 | 13.0 | 27.5 |
| ・無条件で預けられる施設 | 8.4 | 24.6 |
| ・0才児から預けられる施設 | 7.3 | 14.2 |
| ・延長保育 | 6.1 | 3.4 |

〈考察〉
男は経済的な援助体制を望む人が多いのに対し、女は自分の直接的な負担を軽減するための援助を求めている。

〈進む高齢化社会〉お年寄り1人を支える若者の数 (15～64歳の人口) (65歳以上の人口)





ひと すてきな女性

みなみ町

室岡 英世さん(52才)

Q 仕事を始めたきっかけは?

A 20年前家を新築し、ここに引っ越してきて、下の娘が保育園に入ったことです。それまで専業主婦で、毎日お茶のみの生活に何か物足りなさを感じ、時間を活かすことと生活の幅を広げたくて仕事を始めました。

Q 仕事を始めてどのような変化がありましたか?

A 生活にリズムが出来たし、仕事には目標がありますから、自分が生き生きしているのが非常に嬉しかったですね。

Q 地域活動に参加されたことは?

A P T A活動から始めて婦人防火クラブ、女性ドライバークラブ、自治会活動等に参加しました。みなみ町のゴミステーション設置や、年3回の乳幼児出張健診等もその成果だと思います。

Q 地域活動に関して何か思うことがありますか?

A 私は色々な活動に参加しても、幾つもの役割を引き受けることは避けました。責任あるポストは責任のとれる範囲で、皆で分担するのが良いのではないかでしょうか。

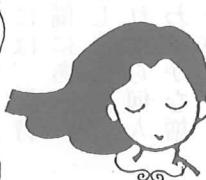
Q 積極的な生き方だったようですが何か障害は?

A 昔のことでしたから家のことは私任せで、夫の協力が欲しいと思うことが幾度もありました。けれど仕事に熱中している夫の姿を見て、家のことは私が頑張らなくては…と思い込んでいたんでしょうね。

Q これからはどのように生きたいと思いますか?

A 私は家族のためだけを考え、それが一番正しいと思って生きてきました。ところが最近息子夫婦が、子供のことや家事のことで協力し合っている姿を見て、「おや?」と自分の生き方に疑問を感じたんです。本当は私も夫と一緒に家庭を作りましたのに、時代の流れに逆らえずここまできてしまったんだと。でも、これから的人生については、二人で話し合い支え合って生きようと、いまは協力し合う家庭生活をはじめました。

✿ ありがとうございました。人は自分の生き方を出来れば肯定したいものです。「おや?ちょっと違ったかな?」と思っても方向を変えるのは難しいのではないかでしょうか。人生の半ばを過ぎてからも新しい生き方を模索し、前向きに努力する室岡さんは、とても「すてきな女性」でした。



わたしたち編集員は、過日、わたくしたち編集員は、過日、女性情報紙「あんなはん」を発行している岩手県盛岡市へ視察に行つてきました。創刊から六年目、設備も整い、編集員数も多く、企画編集等についても充実しており、多くのことを学んできました。「かれんと」も二年目。少しずつでも、良い情報紙を作るよう頑張りたいと思います。



意見文・標語募集

これからの時代における男女共生社会のあり方についての意見文または標語を募集します。

テーマ 「理想的な男女のあり方」

「私にとっての女性問題」

「女性の自立とは」など

内容 家庭・職場における望ましい男性と女性のあり方や体験をとおしての考え方など

応募資格 市内在住の一般男女

応募規定 ①400字詰原稿用紙使用 (ワープロも可)
最初にテーマを書き、最後 (別頁) に住所、氏名、電話番号を書く。用紙は5~8枚
②応募作品の著作権は教育委員会に帰属

締切日 11月30日(火)必着

賞 ①意見文 特選2万円 (商品券) 1点

入選1万円 (〃) 1点

②標語 特選3千円 (〃) 1点

入選2千円 (〃) 1点

③その他応募者全員に記念品進呈

応募先 鹿沼市教育委員会女性青少年課

☎ (63) 2232



ひとくち
メモ

育児休業法とは

育児休業をすることができる者は、1才未満の子を養育する男女の雇用労働者です。ただし、日々雇い入れられる者、期間を定めて雇用される者は除かれます。(平成4.4.1施行)

- 育児休業の申し出は、一定の時期に一定の方法によって行う。
- 申し出の回数は、特別の事情がない限り、1人の子について1回に限られる。
- 事業主は、育児休業を取得しない人には、勤務時間短縮などの措置をとる。
- 事業主が育児休業を理由とする解雇を禁止する。
- 事業主は、要件を満たした労働者の育児休業の申し出を拒むことはできない。

この法律は、子を養育する労働者が退職することを防いで、職業生活と家庭生活を調和できる状態を導くものです。そして、これらの労働者が能力を発揮し、ひいては、わが国の経済、社会の発展と平和につながるものであります。

ただし、常時30人以下の労働者を雇用する事業所の労働者に関しては、この法律の規定について平成7年3月31日までの間、適用が猶予されます。